# 柏ビレジ自治会個人情報取扱要綱

### (目的)

第1条 自治会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定め、個人の権利・利益を保護することにより、 事業の円滑な運営を図る。

### (責務)

第2条 自治会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (周知)

第3条 自治会は、毎年1回この要綱について回覧により会員に周知する。

## (個人情報の取得)

- 第4条 自治会は、会長に提出された「入会申込書」「退会届」「住所変更届」「名義変更届」受理により 個人情報を取得するものとする。
- 2 入会申込書により会員から取得する個人情報は、氏名(家族、同居人を含む)、年齢(学年)、通学 先、性別、住所、支部、街区番号、電話番号、住居区分、その他会員が同意する事項とする。
- 3 退会届により会員から取得する個人情報は、氏名、支部、街区番号、住所、転居先、電話番号、その他会員が同意する事項とする。
- 4 住所変更届により会員から取得する個人情報は、氏名、電話番号、移動日、新住所・旧住所の支部・街区、小学生の子供の有無、その他会員が同意する事項とする。
- 5 名義変更届により会員から取得する個人情報は、変更前の世帯主氏名・届け人氏名、支部・街区・ 電話番号、変更後の世帯主及び同居家族の続柄・氏名・年齢、その他会員が同意する事項とする。

#### (利用)

- 第5条 自治会は、次に掲げる目的に応じ、それぞれ当該各号に定める個人情報を利用するものとする。
  - (1) 自治会員の名簿作成・配布・管理、冠婚葬祭報告、各種相談、苦情処理、高齢者や要援護者・若い世代の支援活動、自治会規約第13条に定める委員会活動

氏名・性別・続柄(家族・同居人を含む)、住所・支部・街区番号、電話番号

(2) 自治会費の請求・運営・管理、回覧板等による情報伝達、ゴミネット補助申請 氏名(世帯主に限る)、住所・支部・街区番号、電話番号

#### (管理)

第6条 個人情報は会長又は総務部長が保管・管理するものとし、各種届書に依り取得した個人情報、 それらの情報に基づき作成した個人情報管理台帳、並びに個人情報開示履歴を記録した台帳を適 正に管理する。不要となった個人情報は、会長立会いのもと、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## (提供)

- 第7条 自治会は、保有する個人情報について、次に掲げる場合を除き、あらかじめ会員の同意を得ないで第三者に提供しない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行すること に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支 障を及ぼすおそれがあるとき
  - 2 自治会は、次に掲げる第三者に対し、それぞれ当該各号に定める個人情報を、あらかじめ会員の同意を得た上で提供する。
    - (1) 柏市柏ビレジ建築協定運営委員会、柏ビレジ第2・第3・第4建築協定運営委員会及び柏ビレジ 花野井建築協定運営委員会が会費の請求、新築及び増改築の審査その他の建築協定の運営 を行う場合

氏名、住所、支部·街区番号、電話番号

- (2) 柏ビレジ緑地協定代表委員会が剪定、除草の申し入れその他緑地協定の運営を行う場合 氏名、住所、支部・街区番号、電話番号
- (3) 民生児童委員が活動する場合氏名、住所、支部・街区番号、電話番号
- (4) 子ども会が活動する場合 小学生の子供の有無、氏名、年齢(学年)、通学先、性別、住所、支部・街区番号、電話番号
- (5) 諸団体が活動する場合 自治会及び諸団体役員名簿
- (6) 外部業者が会員の委任を受けて、建築協定・緑地協定の遵守対応の為、活動する場合 建築協定運営委員会委員長・緑地協定代表委員会委員長の氏名、住所・支部・街区番号、 電話番号